

相模原市監査委員公表第11号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、平成16年2月13日に実施した事務監査の結果に基づき措置を講じた旨、市長から通知があったので、同項の規定により、当該通知に係る事項を次のとおり公表する。

平成17年4月26日

相模原市監査委員 田中勝年

同 栗原勤

同 稲垣稔

同 菅原康行

- 1 監査対象事務
ごみの散乱防止によるまちの美化の推進について
- 2 監査を実施した日及びその結果を市長に提出した日
平成16年2月13日
- 3 市長から措置を講じた旨の通知があった日
平成17年4月20日
- 4 監査の結果及び市長の講じた措置の内容

監査の結果	措置の内容
<p>(1) 重点地区を明示する標識について、現地調査で落書きの放置などの管理不十分な事例を、また、書面調査では標識設置の根拠となる道路占用許可の更新漏れが多数あることを確認した。</p> <p>標識は最も基本的な情報提供手段であり、規制行政を円滑に執行するためには適正管理が不可欠である。</p> <p>重点地区内で日常的な啓発・指導活動に従事している美化指導員による定期的な状況確認等の標識チェック体制の確立と標識台帳作成による更新期日管理等の徹底に努められたい。</p>	<p>(1) 標識等のチェックについては、平成15年度まで、年1回実施する自動販売機の現地調査に併せて実施していましたが、平成16年度、美化指導員による定期的な状況確認等のための調査マニュアルやパーソナルコンピュータによる標識台帳を整備し、10月から2か月に1度の割合で、定期的な現況調査を行うことといたしました。</p> <p>したがって、今後は、美化指導員による定期的な現況調査に基づき、(業者による修繕が必要であれば、予算措置をした上で)標識等の適正管理に努めてまいります。</p> <p>また、新たに作成した標識等の台帳をもとに、道路占用許可の更新期日管理等を行ってまいります。</p>

(2) 重点地区における自動販売機の設置届、変更届、使用廃止届について、現行保管書類を調査したところ、ポイ捨て禁止条例に規定された届出期限後の届出や記載不備（法人届出者における代表者氏名や回収容器の容積記載漏れ、自然人であるべき散乱防止責任者に法人を届出等）の事例を多数確認した。

これらは、届出制度を採用してポイ捨て行為の未然防止を図るという主旨に反するものである。

届出者への記載要領の配布や指導の強化、届出書類の受付審査体制の充実等の改善策を早急に採らねばならない。

(3) 保管している届出書類と重点地区内に現に設置されている自動販売機全部について、照合調査を行ったところ、未届設置、未届廃止、届出書と相違する場所への設置、届出済証の未貼付・貼付箇所不適合・記載内容判読困難、回収容器の未設置・見えにくい箇所への設置、回収容器から空き缶等が溢れている事例等多くの不適合事例を確認した。

このような状況の放置は、届出制度の根幹に係る極めて遺憾なものであり、本届出制度の形骸化が危惧されるものである。

ごみ減量推進課の職員による現地調査が年1回実施されているが、設置又は廃止が頻繁に行われる事実があることから、本来的な職務の中に自動販売機調査業務がある美化指導員が、定期的に現地確認を行う等により（現在は未実施）、早期発見、早期指導による不適合事例の放置防止に努められたい。

(2) 飲料自動販売機の届出等の制度は、自動販売機により販売された空き缶、空きびん等の容器が散乱ごみの要素として大きいものであるため、ポイ捨ての責任は当人にあるものの、ごみの散乱防止に事業者側にも責任の一端を担っていただく意味から、設置届出や回収容器の設置・適正管理を義務づけています。

自動販売機の設置届の記載要領については平成15年度末に作成し、事業者へ配布しています。引き続き、記載内容の不備を無くすために、この記載要領を活用して、届出書の記載指導を徹底してまいります。

また、不適格な届出がなくなるように受理審査についても、厳正・適確に事務処理をまいります。

(3) 飲料自動販売機の現地調査につきましては、平成15年度まで年1回（2月頃）実施し、事業者への指導をしておりましたが、設置や廃止が頻繁に行われているため、平成16年度から、美化指導員による定期的な設置状況等の調査を行うことといたしました。

具体的には、5月に実施した美化指導員による追加調査の結果をもとに、調査マニュアルやパーソナルコンピュータによる届出帳を整備し、10月から2か月に1度の割合で、定期的な設置状況等調査を行うことといたしました。

したがって、今後は、美化指導員による定期的な調査に基づき、事業者への指導徹底に努めてまいります。

(4) 設置届出書裏面には「調査結果・処理状況欄」があり、自動販売機の実管理状況の進行管理ができるようになっているが、現在、現地調査の結果や改善指導の内容等を記載していない。

今後は、同一者が過去に指導された内容と同様の不適格な状況を再度発生させた場合に、より強力な是正指導を行う根拠（データベース）として活用できるよう、現地調査に基づく改善指導内容や改善経過を記録し、かつ、適正に変更届を提出させることで適時に内容更新を行い、最新データに基づく的確な現地調査を実施されたい。

また、届出済み自動販売機に係るデータの管理について、パソコン利用等による適正化、効率化を図られたい。

(5) 散乱防止責任者は、届出自動販売機ごとに選任され、回収容器の適正管理や自動販売機周辺の清潔の保持を図る等、ポイ捨て禁止に重要な役割を担っているが、届出書と届出済証で氏名の相違や届出済証に氏名未記載等の不適格事例を確認したほか、回収容器についても未設置等の不適格事例を確認した。

ポイ捨て行為の未然防止の実効性を高めるため、市側の現地調査以外にも、届出者や散乱防止責任者からの定期的な報告聴取等、自主的管理の徹底を促す方法について検討されたい。

(4) 現地調査に基づく改善指導の内容や改善結果につきましては、平成16年6月から9月にかけて、パーソナルコンピュータによる自動販売機の届出台帳を作成いたしましたので、今後は、記録してまいります。

また、今後、パーソナルコンピュータによるデータ管理に基づき、最新データによる的確な現地調査を実施してまいります。

(5) 自主的管理の徹底を促す方法として、今後、次のような取り組みを進めてまいります。

ア 設置届等の提出書類の記載要領の作成・配布を通じて、きめ細かい指導等を実施することにより、自主的な届出等、事業者の意識向上を促進すること。

イ 美化指導員による定期的な設置状況チェックの実施に基づき、自動販売機及び回収容器の適正管理に係る指導を強化することにより、自主管理の徹底を促進すること。

ウ パーソナルコンピュータで、自動販売機の届出状況のデータを管理すること。

(6) 現地調査では、各重点地区内における美化指導員の啓発・指導の実施時間や実施方法(定点実施又は巡回実施)に相違があることを確認した。

また、美化指導日誌の記載内容からは、指導日数の差が明らかとなったほか、平成14年度の年間指導件数に至っては、橋本駅周辺の4,162件に対し、相模大野駅周辺が1,469件と大差があることが判明した。指導件数におけるこの傾向は平成15年度(12月末現在)においても現れている。

現行の実施方法等について検証を行い、最も効果的な啓発・指導の具体的な実施方法等について、マニュアルを作成し、美化指導員に対し研修や実地指導を行う等、啓発・指導効果の最大化に努められたい。

(7) 美化指導員のパトロールや市民からの通報により発見した道路等公共施設上の不法投棄物について、担当部局に連絡し撤去を促した事例に対する撤去完了の確認が行われていない。

現地調査で、約1ヶ月間、歩道上に不法投棄物が放置されていた事例を確認した。美化指導員のパトロールによる成果を活用するため、一定期間経過後も未撤去の場合は、再度、担当部局に撤去を促す等の注意喚起をされたい。

(6) 美化指導員の啓発・指導等については、各重点地区の範囲や来街者の動向など啓発・指導に係る条件等の状況が異なることもあり、実施方法等が異なっている状況も生じています。

こうした状況を踏まえた上で、平成16年度から、担当地区を固定方式から3班体制のローテーション方式へ移行いたしました。

具体的には、平成15年度までは、橋本駅、相模原駅、相模大野駅の各駅周辺地区担当を固定し、橋本台収集事務所、本庁(ごみ減量推進課)、麻溝台収集事務所にそれぞれ配置して啓発・指導を行っていましたが、平成16年度からは、美化指導員全員を本庁(ごみ減量推進課)に配置し、担当者や担当エリアをローテーション方式とした上で、3地区共通の啓発・指導等の基本的な実施マニュアルに基づき、研修を含めた啓発・指導等の充実を図っているところでございます。

(7) 管理責任を有する担当課により処理すべきものでありますが、後日のパトロールの中で処理状況について、著しく遅延が認められる場合は、逐次、管理担当課へ処理を促しております。

<p>(8) 美化指導員が分担してパトロールを実施している、3 地域 (北部・中部・南部) 間において、不法投棄物の発見件数及び収集件数に差があり、調査の結果、実施方法に不統一があることが判明した。</p> <p>マニュアルの作成、研修等により、美化指導員に対し、最も効果的なパトロールの実施について指導・徹底されたい。</p> <p>(9) 夜間警備業務委託の報告書については、翌月当初に 1 月分まとめて提出されているが、早期対応を図るため、不法投棄物の発見報告については、毎日の報告を義務付けされたい。</p> <p>(10) 監視カメラは 2 4 時間体制の監視が可能で不法投棄の抑止力として大変有効であるため、増設を図られたい。</p> <p>(11) 現在、年 1 回、不法投棄撲滅強化月間に行われている不法投棄防止キャンペーンは、多くの参加者を得て成果をあげている。</p> <p>市民地域清掃においても、散乱ごみのほか、不法投棄された粗大ごみについても撤去が行われている事例がある。清潔できれいなまちづくりを推進するために、市民等が直接参加、体験できる啓発機会の拡充を図られたい。</p>	<p>(8) 美化指導員のパトロールについては、地理的条件等の状況が異なることもあり、実施方法等が異なっている状況も生じています。</p> <p>こうした状況を踏まえた上で、平成 1 6 年度から、担当地区を固定方式から 3 班体制のローテーション方式へ移行し、また、巡回パトロールの方法やパトロール中に発見した投棄物の扱いについて、研修を通じて指導を行うことにより、3 地区の実施方法は平準化されてきております。</p> <p>(9) 警備報告書については、翌月当初に 1 月分まとめて提出となっておりますが、夜間警備業務の遂行中に、不法投棄者を発見した場合や、多量の不法投棄物を発見した場合は、緊急報告を義務づけており、報告がない場合は特記事項がないと判断できるため、実質的な毎日報告の方法に変更しております。</p> <p>(10) 不法投棄監視カメラについては、平成 1 3 年 7 月より設置し、毎年 5 台ずつの増設で、平成 1 6 年度の新設分も含め、現在 2 0 台設置しており、全体で 2 5 台を設置する計画です。(設置箇所は、状況により、既に設置済みで改善された箇所からの移設等も含めて、対応します。)</p> <p>(11) 不法投棄防止キャンペーンは、中央行事として位置付け、キャンペーンを参考に、それぞれの地区で地域清掃等を実施していただきたいと考えます。このため、回数増加は考えておりませんが、各地域でも参加・体験できるように、巡回開催について検討し、平成 1 6 年度は大沢地区で実施いたしました。</p>
--	---

<p>(12) ごみの散乱防止対策や不法投棄防止対策を、市民や事業者との協働により展開する環境づくりとして、広報による正確な情報の提供とその共有による共通認識の醸成が重要となる。</p> <p>ポイ捨て禁止条例施行当初は、広報さがみはらへの特集記事掲載を行った経過があるが、施行後も、実施状況や成果の情報を定期的に提供することで、市民や事業者の関心や理解を一層深める努力をされたい。</p>	<p>(12) 条例の施行状況の周知、広報については、市のホームページへの掲載等により行っておりますが、引き続き情報提供の充実を図ってまいります。</p> <p>なお、平成16年度から空き缶等散乱防止重点地区街美化アダプト制度を開始し、既に2地区で市民自らの美化活動が始まっておりますが、その活動状況を報道機関に積極的に情報提供を行うなど、条例に基づく街の美化の推進に対する市民や事業者の関心や理解を一層高めることに努めました。</p>
---	--